

# 障害学生支援「合理的配慮」の4原則 -津田塾・IESの取り組みから-

柴田 邦臣

kshibata@tsuda.ac.jp

津田塾大学

インクルーシブ教育支援室

# 1. 津田塾大学の インクルーシブ教育支援室(IES)

- 構成(2016～)

- ディレクタ(教員兼任) 1名
- アドバイザ(心理士・兼任)1名
- コーディネータ(助教) 1名
- 専門アシスタント(手話通訳士)1名
- 事務職員 1名
- TA(院生) 5名



- 活動内容(2015～)

- 各学科・担当課への専門的支援・知識の提供
- インクルーシブ教育の専門知識の調査研究
- インクルーシブ教育を担う学内人材の育成

- 連絡先

- [inclusive@tsuda.ac.jp](mailto:inclusive@tsuda.ac.jp)

# 高等教育でインクルーシブ教育？

## 『障害者の権利に関する条約』

– (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

### Article 24: Education 第二十四条 教育

- States Parties recognize the right of persons with disabilities to education. With a view to realizing this right without discrimination and on the basis of equal opportunity, States Parties shall ensure an **inclusive education system at all levels and lifelong learning** directed to: ...
- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

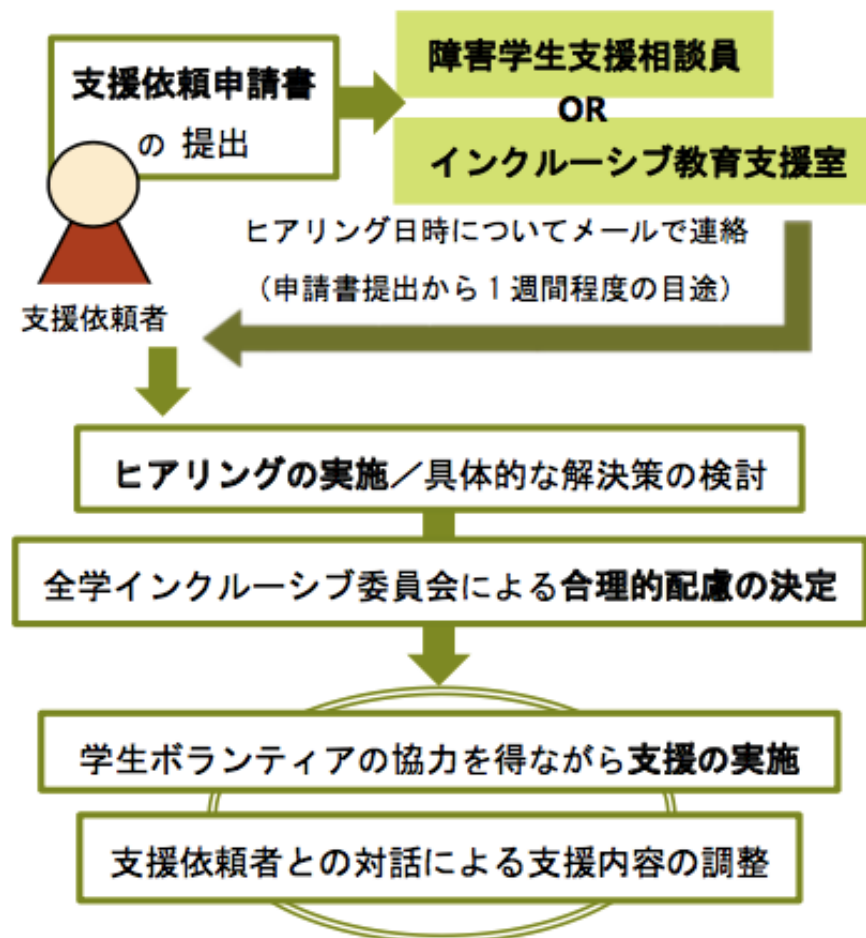
# 津田塾大学全体の支援体制

- 支援組織

- 「全学インクルーシブ委員会」

- 「インクルーシブ教育支援室」

- 「障害学生支援相談員」



# インクルーシブ教育支援室の取り組み

- 視覚障害学生の学習教材  
→発達障害学生の語学学習に応用を検討

• 教材のデジタル化

- 視覚障害学生向けシーン説明  
→留学生向けキャプションへ応用を検討

• 映像教材のディスクリプション

• アクセシビリティマップの製作

- 身体障害学生向け学内マップ  
→通学路を含んだアクセシビリティマップを検討

• 授業支援システムの拡充

- 視覚障害学生向けデータ提供  
→聴覚・発達障害の学生向けの討議用チャットへ検討

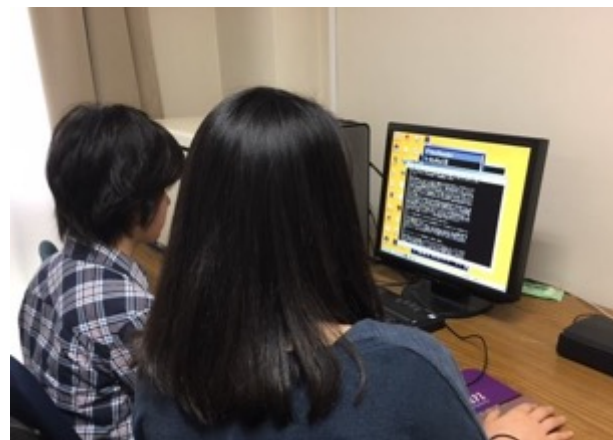


# 支援活動：テキスト化・デジタル化

◆紙に印刷された資料を、デジタル化する

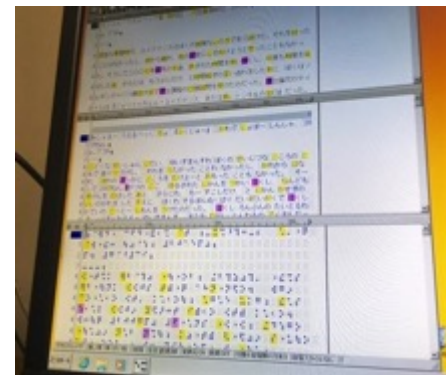
◆デジタル化された情報は・・・

- 音声読み上げ
- 点字資料に印刷
- ブレイルセンスなどに出カ



◆図表などをどのように説明するか

◆テキスト化／デジタル化の汎用性



# 支援活動：研修・啓発イベント

- 津田塾祭(10/20・21)
- 小平市・NPOとの連携
- 外部講師による講演会
- 障害者就労施設とのコラボ・委託販売
  - チョコレート
  - 点字カレンダー・付箋
  - スタンプラリー
- インクルージョン・コンサート



# 支援活動：地域とのコラボレーション

- 津田塾祭(10/20・21)
- 子ども(障害があってもなくても)と一緒に楽しく遊べる空間
  - お面作り+点字体験
  - ダンボールハウス
  - 楽しく手話体験
- STT(視覚障害卓球)





# 障害者就労学祭で考えて

10日に始まった津田塾大学(小平市)の「津田塾祭」に、障害者の就労支援を行っている「ショコラボ」(横浜市)が出店し、様々なチョコが並んだ。障害のある学生向けに教育環境の整備に取り組み同大インクルーシブ教育支援室の招きで実現した。関係者は「障害者と健常者の共生社会を考える機会にしてほしい」と話している。



津田塾祭でチョコレートを販売する学生や「ショコラボ」のメンバー

## 津田塾祭 手作りチョコ販売

ドライフルーツ入りチョコ、クランチチョコ、パンダをかたどったチョコ……。インクルーシブ教育支援室のイベント会場では、「ショコラボ」の様々な商品が並んだ。販売するのは、学生と「ショコラボ」のメンバーたちだ。

来場者が次々に購入していく人気ぶりで、同大2年生の小林美桜さん(20)は「アーモンドやクランチのチョコが濃厚でおいしかった。障害者の可能性を広げる活動だ」と思うと語った。インクルーシブ(Inclusive)は「包括的な」という意味で、障害の有無にかかわらず、すべての人が共に学ぶことをインクルーシブ教育という。

同大では障害のある学生12人が学んでおり、2015年設立のインクルーシブ教育支援室で学習の助けをしている。ボランティア学生らが移動の際の補助け

のほか、授業資料の音声化や点字化、ノート取りなども行う。



「ショコラボ」のメンバーと伊藤さん(中央)(横浜市の工房で、伊藤さん提供)

津田塾祭に出店している「ショコラボ」の名は、チョコのフランス語「ショコラ」と、協力を意味する「コラボレーション」の組み合わせ。知的障害の長男

京など14店で商品を販売。商品の質の高さで、ほかの福祉作業所と比べて高額の賞金を実現している。同大の教員がショコラボを知っていたことから、今回の参加が決まった。

支援室ディレクターの柴田邦臣准教授(社会学)は「障害者の教育の後は就労支援が重要な問題に

なる。先進的団体を紹介したかった」と話している。

津田塾祭は12日まで。インクルーシブ教育支援室の会場は7号館中島記念ホール。会場では大学進学を希望する障害のある高校生の相談コーナーも設ける。詳しくは同大のウェブサイト

### 「ショコラボ」・伊藤さん「厳しい現実を目を」

(22)を持つ横浜市の伊藤紀幸さん(52)が設立した。かつて長男が通い始めた特別支援学校の校長から「高校卒業後、就職はできない。あっても月給3000円程度」と言われた伊藤さん。自分の死後も子どもが安心して暮らせる職場作りを思い立った。

信託銀行や格付け会社で活躍していたが、障害者を雇用する会社を作るため、不動産会社を設立。その利益や貯金を元に2012年、ショコラボをスタート。今では障害者25人が働き、その月給平均は2万円前後に上る。

ただ、伊藤さんは「ショコラボから一般企業に就職する人もいるが、少ない。障害者を取り巻く厳しい現実にも目を向けてほしい」と話している。

## 2. 津田塾大学の「基本方針」

- 「障害者差別解消法」

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- 2013年（平成25年）6月制定
- [2016年（平成28年）4月1日施行](#)

- 「文科省対応指針」 ←「解消法」規定で策定

- 「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）
- 2015年（平成27年）11月策定
- [2016年（平成28年）4月1日適用](#)

# 「社会モデル」のひろがり



- CONVENTION ON THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES



- 「障害者差別解消法」



- 文部科学省 「対応指針」



- 津田塾大学 「基本方針」

# 津田塾・「基本方針」の制定

2016年4月

## 「障害のある学生・参加者のための差別解消と包括的教育の基本方針」

- 1 基本的な考え方
  - (目的)・(対象)・(障害の表記)
- 2 教育の機会の保障
  - (不当な差別的取扱いの禁止) (合理的配慮の提供)
- 3 支援体制
  - (支援体制の設置) (紛争に関する相談体制の設置)  
(キャンパスの整備) (研修と啓発) (情報公開)
- 4 そのほか
  - (関係者への適用) (見直しと改定)

# 津田塾「基本方針」の特徴

## － 前文

- 「障害者の権利に関する条約CONVENTION ON THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES」では、・・・特に一章を設け、「障害のある女子が全ての人権および基本的自由を完全かつ平等に享有すること」を明示している。

## － (目的)

- (2) 前項の実施のために、本学におけるすべての授業は、この方針における包括的な教育を妨げるかたちで実施されてはならない。

# 津田塾「基本方針」の特徴

## －（対象）

- 障害および社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- 本学における教育および研究、また、その他の関連する活動全般において、そこに関与する学生および参加者すべてを対象

## －（障害の表記）

- (2) いわゆる「社会モデル」の考え方に基づき、障害が社会的に構築される問題であって、安易に書き換えず慎重に議論され続けるべきという高等教育機関の立場によるものであって、教職員および学生が各自の学術的な立場によって異なった表記をすることは、妨げない。

# 津田塾での「障害」表記のルール

- 本学における「障害」の表記は、その表記法に様々な議論があるところを認めつつ、解消法および内閣府『「障害」の表記に関する検討結果について』における検討を踏まえ、慣例および法律上の表記に従い「障害」とする。
- (2) 前項の表記は、いわゆる「社会モデル」の考え方に基づき、障害が社会的に構築される問題であって、安易に書き換えず慎重に議論され続けるべきという高等教育機関の立場によるものであって、教職員および学生が各自の学術的な立場によって異なった表記をすることは、妨げない。  
(本学「基本方針」案)

# 津田塾「基本方針」の特徴

– (不当な差別的取扱いの禁止)

– (合理的配慮の提供)

- 教職員は、障害者に提供する合理的配慮について、障害の状態や環境等が変化することにあわせて、適時、見直しを行うことに努めることとする。

– (支援体制の設置)

- 本学は上記の支援体制およびその運営に際し、障害のある教職員や学生が積極的に参画できるよう努める。

– (紛争に関する相談体制の設置)



# 津田塾「基本方針」の特徴

## －（キャンパスの整備）

## －（研修と啓発）

- 9 本学は、障害のある学生および参加者への良質の包括的な教育を提供し、障害を理由とする差別の解消の推進を図るために、教職員および支援に携わる学生ボランティア等向けの研修の機会を用意する。

## －（関係者への適用）

- 11 本方針は、それぞれの規定の目的等に応じ、来学者、派遣先、および本学と職務上の関係を有する者等に準用する。

→ 学外での実習も、対応の対象になりえる

# 3. 津田塾における「合理的配慮」

## 6. 支援体制の設置

本学は、解消法第14条に基づき、障害者およびその家族その他の関係者からの相談に的確に応じ、包括的な教育を実施するために、以下の組織を置く。

1. 全学インクルーシブ委員会
2. 障害学生支援相談員
3. [インクルーシブ教育支援室 \(IES\)](#)

# 「合理的配慮」について

- 「差別禁止」はわかりやすい
- 「合理的配慮」はわかりにくい
- Americans with Disabilities Act (1990)
- CONVENTION ON THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES (2006)
  - 「合理的配慮」Reasonable Accommodation
- 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」(障害者差別解消法 2013)

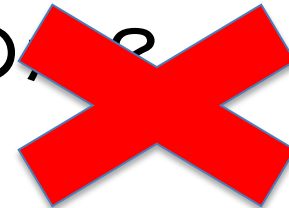
# 「合理的配慮」の国際定義

- 「『合理的配慮』とは、
- 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための
- 必要かつ適当な変更及び調整であって、
- 特定の場合において必要とされるものであり、かつ、
- 均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

(障害者権利条約 第二条 定義 外務省訳)

# 「合理的配慮」と「過度な負担」

- 合理的な配慮
  - 「本質的変更を伴わない、**必要かつ適当な変更及び調整**であって、均衡を失した、**過度の負担を課さないもの。**」
- 私たちは“**過度の負担**”をどこに設定できるか？
  - そのための専門部局をどれほど設置できるか？
  - そのための専任人材を、何人、用意できるか？
  - そのための機材を、どれくらい配置できるか？
  - できなければ、しなくてもいいの、？



# 4. 合理的配慮の「津田塾4原則」

- 「合理性」の判断として、主に4ポイントを考慮
- 1. 「学習上の公平」として必要であること ……(1)公平性
  - 内容を理解するために必須
  - テスト、成績で不利にならない
- 2. 全員にとって「過重な負担」ではないこと ……(2)持続性
  - 物的・経済的・人的資源の状況を踏まえる
  - 事前に状況を踏まえた形での環境形成
- 3. 本人が望んで参画し続けられること ……(3)主体性
  - 自己申告を前提とした配慮
  - 一方で教育は、「本人も知らない内容」への配慮でもある
- 4. 「内容の本質性」に合致していること ……(4)本質性
  - 内容面での特別扱いは、不適切
  - 「積極的優遇策」はOK

→ 支援をうける学生との、個別の調整

→ その担当機関(IESなど)との事前相談と調整

# 第1原則 「公平性」

学習のさい、他の受講学生と比較して、

- その配慮が無いと蓋然的に不利（＝必要）
- その配慮によって顕著に有利ではない  
（若干であれば、本人の「利益」側に倒れる）

- 具体例(1):「映像資料を使う授業」

- IES支援例(1):「映像ディスクリプション」

# IES支援例(1)映像ディスクリプション

- ◆映像を使いたい授業  
→映像ディスクリプション
- ◆視覚情報を音声に置き換えて説明  
→映像を理解することで、最新の情報、臨場感などが伝わる
- ◆複数人で行うと新たな気づきも
- ◆音声ガイド付きの映画でディスクリプションの仕方を勉強





## 第2原則 「持続性」

学習のさい、その配慮を実施することが、

- 学生、教員、組織が安定的に実施可能
- その配慮が大学として「前例」＝恒常化可能  
(恒常化メニュー以外の基準として)

- 具体例(2):「授業の遠隔受講希望」

- IES支援例(2):「UDトーク」と環境形成

# IES支援例(2) IES研修による環境形成

## 研修の目的

1. インクルーシブな社会実現の知識を取得する。  
→無料で「修了証・ボランティア認定証」が授与。
  2. 津田塾でのインクルーシブな教育環境を実現するための人材を育成する。  
→「IES学生ボランティア」として活動に参加。
  3. 講演会に参加し、第一線の知識を獲得
- テキスト
    - 『字幕とメディアの新展開：多様な人々を包摂する福祉社会と共生のリテラシー』青弓社,2016.

# 「IES研修」のカリキュラム

<b>「必修項目」=6コマすべて受講が必要</b>	<b>(配置)</b>
津田塾大学のインクルーシブ教育支援について	福ボ実習
講義：「合理的配慮」って何？	福ボ実習
実習：キャンパスのアクセシビリティ体験	福ボ実習
講義：「障害」って何？	福ボ実習
実習：「Assistive Technology」って何？	福ボ実習
講義：インクルージョンの未来	福ボ実習
<b>「選択項目」=最低3コマの受講が必要</b>	<b>(配置)</b>
講演：視覚障害の立場から	福ボ実習
講演：聴覚障害の立場から・国際潮流	福ボ実習
講義：ろう・難聴の世界	手話・点字
実習：手話の基礎（1・2）手話の応用（1・2）	手話・点字
実習：視覚障害のワークショップとデジタル化	手話・点字
講演：点字・点図と数学	手話・点字
講演：視覚障害・点字と英語教育	手話・点字

## 福祉ボランティア実習・該当分

6/20 (水) 7303教室	3限 研修必修	津田塾大学のインクルーシブ教育支援について (柴田)
	4限 研修必修	講義：「障害」って何？「合理的配慮」って何？ (柴田)
6/27 (水) 7303教室	3限 (13:00-15:00) 研修必修	実習：キャンパスのアクセシビリティ体験 (松崎・三好)
	4限 (15:10-16:00) 研修選択	外部講演（中川 美枝子 さん） 「視覚障害の当事者から」（松崎）
7/4 (水) 7303教室	3限 (13:00-14:00) 研修必修	実習：「Assistive Technology」って何？ (柴田)
	4限 (14:00-16:00) 研修選択	外部講演（股野 備子 先生） 視覚障害・点字と英語教育（松崎・三好）
7/11 (水) 7303教室	3限 研修必修	クロージングセッション：インクルージョンの未来 (柴田)
	4限 研修必修	発達障害／自分の印象を知る (古村)

## 手話と点字の世界・該当分

6/21 (木) 2101教室	3限 研修選択	ろう・難聴の世界 (柴田・三好)
	4限 研修選択	手話の基礎（1） (三好)
6/28 (木) 2101教室	3限 研修選択	手話の基礎（2） (三好)
	4限 (研修選択)	手話の応用（1） (三好)
7/5 (木) 2101教室	3限 (13:00-14:00) 研修選択	手話の応用（2） (三好)
	4限 (14:00-16:00) 研修選択	外部講演（仲條 美和 先生） 「ろう・聴覚障害の当事者の立場から/国際状況」（松崎）
7/12 (木) 2101教室	3限 (13:00-14:50) 研修選択	実習：視覚障害ワークショップとデジタル化 (松崎・三好)
	4限 (15:00-16:00) 研修選択	外部講演（加藤 利子 先生） 「点字・点図と数学」（松崎・三好）

# IES支援例(2) ノートテイクと「UDトーク」

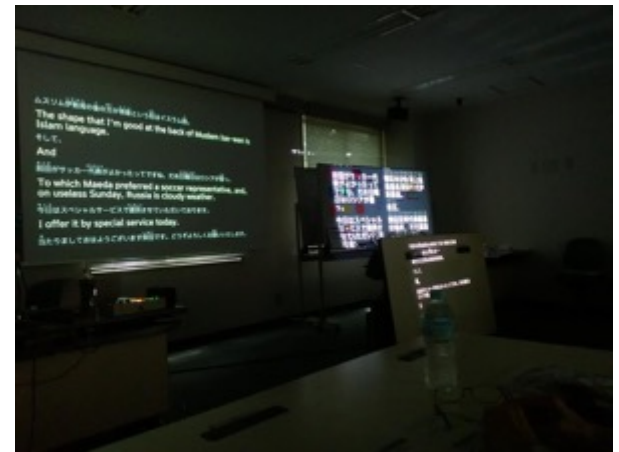
## ◆授業などでのノート・記録のサポート

### ◆3種類のノートテイク

- 情報支援としてのノートテイク
- 授業内容の確認として(ポイント・テーク)
- 課題の締切、日時、内容などのテイク

### ◆「UDトーク」を用いたサポート

- UDトークの設置、音響関係の支援
- 多言語対応
- 議事録の作成支援



# 第3原則 「主体性」

学習のさい、その配慮について、

- (原則として)本人が自発的に望んでいる
- 知った後で積極的に望み、自ら関わる

(パターンリズムに陥らない教育のために)

- 具体例(3):「部局ごとの希望の違い」

- IES支援例(3):「居場所づくり」と当事者参加

# IES支援例(2) 居場所づくりによる支援

## 生活や学びに困り感を抱く学生さんへ

第1タームも間もなく終わりますが、大学生活のペースはつかめてきたでしょうか？  
ひと区切りがつくこの時期、大学の授業や人間関係などに対して困り感を抱えている方は、第2タームの時期を利用して、大学生活をよりよく過ごすためのヒントなどを探ってみませんか？  
毎週企画内容が違いますので、どうぞご自由に、気になる企画にいらしてみてください。

開催時期：第2ターム期間中の毎週水曜日 13:00-14:30  
開催場所：H204（本館2階） ※途中参加途中退室自由！

6月20日	1 生活や学びに関する質問部屋
6月27日	2 性格検査を通した自己理解
7月 4日	3 生活や学びに関する質問部屋
7月11日	4 自己主張が苦手なあなたへ
7月18日	5 生活や学びに関する質問部屋
7月25日	6 不器用な人向けお菓子作り講座（仮） （実食つき）

「質問部屋」では、先輩たちの学業に関する知恵や、「これで困ったらこういう人に聞くといい」といった、学生生活のちょっとしたコツや工夫のシェアができます。



企画2、4、6については、質問紙やワークを通した体験型のものになります。いずれも申込不要なので、お気軽にいらしてください！

津田塾大学インクルーシブ教育支援室  
問い合わせ：inclusive@tsuda.ac.jp



# IES支援例(2) 居場所づくりによる支援

- ◆ 学びにくさ、得意不得意の顕著なズレ  
→ 悩みを一緒に考えていく場所作り
- ◆ 先輩・仲間からの気軽なアドバイス
  - 専門的だけではフォローしきれない悩み
  - 同じ授業を受けてきた中でのアドバイス
- ◆ 同じ悩みを共有する当事者同志の支え合い
  - 「ピア・サポート」
  - 一緒に悩んだり工夫していく中での成長



# 第4原則 「本質性」

学習のさい、その配慮が、

- 教員の教育目標と内容を変更しない
- 学問・科学の本質的理解を支える

(学問・科学の場としての大学・高等教育期間)

- 具体例(4):「英作文の授業」

- IES支援例(4):ライティングセンターとの連携

## 5. まとめ:「合理的配慮」の意味

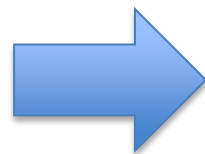
- 「障害のある学生向けの支援」は、本当に、「障害のある学生」だけに役に立つものなのか？



例1)

「発達障害の学生への支援のコツ」

1. 整理して話す。
2. 順番に話す。
3. 簡潔・明瞭に話す。
4. 配慮して話す。



- ・誰にでも役立つ
- ・どんな授業にも求められる

大学のFD

# 高等教育における「合理的配慮」の未来

- 高等教育機関としての「社会的意味」を考える
- 「支援を、授業・教育環境の改善につなげる工夫」
  - 例) 視覚障害学生向けの教材デジタル化
    - 発達障害ないしは留学生向けの提供
    - より良質な教育実施に結び付けていく
- 「支援を、学生全体の利益につなげる工夫」
  - 例) 学生ボランティアの研修・積極的活用
    - 支援実施そのものが、周りの学生の成長
    - 他の学生への教育効果に結び付けていく



University Social Responsibility

# 参考文献・連絡先

- 書籍：  
『字幕とメディアの新展開：多様な人々を包摂する福祉社会と共生のリテラシー』青弓社,2016.

詳細・問い合わせ・申し込みは、

- FaceBook  
<https://www.facebook.com/TsudaIES/>
- e-mail  
[inclusive@tsuda.ac.jp](mailto:inclusive@tsuda.ac.jp)                      まで

